

第2回孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年3月4日（火）10：00～12：00
2. 場 所：中央合同庁舎8号館8階特別大会議室
3. 出席者（構成員）：

菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
石田 光規	早稲田大学文学学術院文化構想学部教授
伊藤 美奈子	奈良女子大学研究院生活環境科学系教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
近藤 尚己	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授
原田 正樹	日本福祉大学学長
宮本 太郎	中央大学法学部教授
森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所准教授
矢口 明子	山形県酒田市長（全国市長会 行政委員会理事）
山野 則子	大阪公立大学現代システム科学研究科教授
横山 美江	大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーションケア科学領域教授

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - ・孤独・孤立対策の具体的施策に関する関係省庁からのヒアリング
 - ・これまでの「人々のつながりに関する基礎調査」の振り返り
3. 閉会

(配布資料)

- 資料1-1 孤独・孤立対策の具体的施策に関する関係省庁からのヒアリングについて
- 資料1-2 厚生労働省提出資料
- 資料1-3 総務省提出資料
- 資料1-4 消費者庁提出資料
- 資料1-5 文部科学省提出資料
- 資料1-6 こども家庭庁提出資料
- 資料2-1 人々のつながりに関する基礎調査 過去3年分のデータ分析結果のポイント
- 資料2-2 人々のつながりに関する基礎調査-令和3年、4年、5年-調査結果に関する有識者による考察
- 参考資料1 安心・つながりプロジェクトチームの開催について
- 参考資料2 「孤独・孤立対策重点計画」に関する主な論点及び主な御意見
- 参考資料3 近藤構成員提出資料

○菊池座長 皆さん、おはようございます。

本日も大変お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第2回「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議」を開催いたします。

初めに、配付資料の確認と構成員の出欠状況及び報告事項について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（松木参事官） 資料については、資料1－1から資料1－6までと資料2－1から資料2－2まで及び参考資料が3種類配付させていただいております。

不足がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

次に、構成員の出欠状況でございますが、本日は、大野構成員、宮田構成員が御欠席となっております。

また、伊藤構成員、駒村構成員、近藤構成員、原田構成員、宮本構成員、森山構成員、矢口構成員、山野構成員、横山構成員がオンラインでの御参加となっております。

議事に入る前に、三原大臣のプロジェクトチームといたしまして新たに発足いたしました安心・つながりプロジェクトチームについて、室長の江浪から御報告をさせていただきます。たく存じます。

○江浪室長 孤独・孤立対策推進室長の江浪でございます。

参考資料1でございます。三原大臣プロジェクトであります安心・つながりプロジェクトチームにつきまして、御報告を申し上げます。

本プロジェクトチームは、三原大臣が能登地方の仮設住宅への視察、その後の藤沢市の多世代交流の賃貸アパートの視察など、居場所、つながりづくりに関する視察を契機に、今後増加する単身高齢者の孤独・孤立、現役世代も含めた孤独・孤立は、喫緊の課題であるとお考えでありまして、プロジェクトチームを立ち上げて、集中的に検討をするようにとの御指示があったものでございます。

資料にありますとおり、本日御出席の石田構成員をはじめ、3名の先生方より御参画をいただきまして、三原大臣の下、機動的な議論を重ねていくこととしておりまして、2月20日に初会合を開催いたしました。本プロジェクトチームの立ち上げの御説明が遅くなりましたことをおわび申し上げたいと思います。

大臣プロジェクトチームにつきましては、孤独・孤立対策について総合的に御議論いただきます本有識者会議にもよく御相談をし、御示唆を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

また、関係省庁におきまして議論が行われております身寄りのない高齢者への支援に関する議論の関係なども、よく整理をして進めていきたいと考えております。

御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菊池座長 ありがとうございます。

今、江浪室長からございましたが、プロジェクトチームが発足したということで、私も

直前になって知りましたが、御心配をいただいた先生もいらっしゃるかもしれませんが、今の御説明では、有識者会議との関係性について、いま一つ明確ではなかったように思います。この会議は継続性を持った形で続けていますが、今の御説明ではまだ分かりづらかったと思います。

連携という言葉は出てきませんでしたけれども、こちらはこちらで孤独・孤立対策の推進をやっていく。このあたりのすみ分けがあるのか、ないのか、別次元での動きなのかとか、そのあたりで御説明できる部分があれば、できる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

○江浪室長 今回のプロジェクトチームに関しましては、特にこれから増加する単身世帯に向けまして、若い世代も含めてどういった対策が必要かということについて、現場の取組なども見ながら、機動的に3名の先生方にお力をいただいて、議論を進めるものでございます。

このプロジェクトチームの目的は、孤独・孤立対策ということでございますので、最終的には有識者会議におきまして御議論をいただくものだと考えてございますけれども、このプロジェクトチームにおいて、まずは現場の取組も含めまして、情報を集めながら議論いただいたものを整理したいということでございます。

プロジェクトチームにつきましては、大臣の私的なものとして、オープンに立ち上げたものでございますので、座長の御指摘のとおり、恒常的な組織であります孤独・孤立の在り方に関する有識者会議におきまして、引き続き議論していただくというものに最終的にはなっているところでございます。

○菊池座長 了解しました。

議事に入る前なのですが、今の点に関しまして、構成員の皆様から御発言、あるいは御質問があれば、承りたいと思いますが、何かおありの方はいらっしゃいますでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

なさそうですので、それでは、本日の議事に入っていきたいと思います。

まず初めに、議事の一つ目に関して、資料1－1につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（松木参事官） 資料1－1を御覧いただきたいと思います。

本日の議題の一つ目でございますが、孤独・孤立対策の具体的施策に関する関係省庁からのヒアリングでございます。

前回、第1回の有識者会議におきまして、各構成員の方から多機関連携等についての御意見を多くいただいたことや、事務局から御説明させていただきました人々のつながりに関する基礎調査によって、特に若年層に孤独感が強い傾向が現れていることがございましたので、そういったことを踏まえまして、本日は二つの観点でヒアリングをさせていただくことにしております。

一つ目は、多機関連携、見守り・居場所の確保の観点。

二つ目は、こどもや支援が薄くなる層への取組強化や予防の観点でございます。

それぞれの観点に関係する施策として、多機関連携につきましては、厚生労働省様で地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進でございます。

また、総務省の地域力創造グループ地域振興室様にお越しいただきまして、地域運営組織の形成及び持続的な運用に関する調査研究事業、地方財政措置。

自治行政局地域政策課様からは、地域おこし協力隊の強化。

消費者庁様からは、高齢者、障害者や孤独・孤立化した消費者等の見守り活動等の充実について、御説明いただきます。

二つ目の観点、こどもや支援が薄くなる層への取組強化や予防の観点といたしましては、厚生労働省様からは、地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への職業的自立支援の推進。

文部科学省様からは、中卒者や高校中退者への学習支援。

こども家庭庁支援局家庭福祉課様からは、社会的養護における自立支援の充実。

支援局総務課様からは、こどもの自殺対策に関する取組。

最後に成育局安全対策課様からは、こどもがインターネットを安心・安全に利用するための取組となります。

資料1－1に参考資料をつけさせていただいております。重点計画「Ⅲ. 具体的施策に載っている施策で、具体的な記述を抜粋させていただいております。それぞれ施策の概要、目標及び達成の期間、現状はどうであるか、課題は何か、今後の取組方針という形で記載されております。

時間の関係で一つ一つの説明ができませんけれども、各所から御説明をいただいた後の意見交換の際に適宜御参考にいただければと思います。

私から資料1－1の御説明は以上でございます。

○菊池座長　ありがとうございました。

これまでの構成員の皆様からの様々な御意見をいただきてまいりましたが、それも事務局で踏まえていただいて、本日は、関連する施策を所管されておられる関係省庁の皆様にお越しいただき、お話を伺わせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

このパートは二つに分かれていまして、一つ目は、多機関連携、見守り・居場所の確保の観点からの御説明、そして、二つ目は、こどもや支援が薄くなる層への取組強化や予防の観点からの御説明ということで整理していただいております。

それでは、一つ目の多機関連携、見守り・居場所の確保の観点から、厚生労働省さん、総務省さん、消費者庁さんにそれぞれ御説明をお願いいたします。

まず厚生労働省さんから御説明をお願いいたします。

○厚生労働省　厚生労働省の社会・援護局の地域福祉課の南と申します。

本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、地域における包括的な支援体制の整備について、御説明をさせていただきたいと思います。

資料は、資料１－２をお開きください。

２ページ目以降で御説明をさせていただきます。人口減少でありますとか、単身化が進む中で、血縁であるとか、地縁であるといった従来あった関係性が薄れる中で、地域の中で全ての人が支えられる側にもなりますし、支える側にもなるということで、そういった枠を超えて、地域の中で全ての人が支え合うといった地域共生社会を目指して、今、我々は取組を進めているところであります。

地域共生社会を実現するために、福祉側ではいろいろな取組をこれまで行っており、具体的には社会福祉法という法律の中でそういった位置づけをしましたり、具体的な包括的な支援体制の規定を整理したりということをやってきております。

こうした地域共生社会を実現するためには、地域住民でありますとか、関係機関の皆様との協働が必要だと思っております。まちづくりでありますとか、地域づくり、そういったところとの関連性は非常に強いと思っております。厚労省分野とか、福祉分野を超える他分野との協働、一緒に取り組んでいく取組が今後さらに必要になってくると考えております。

３ページ目は、今、申し上げた地域共生社会の実現に向けて、私どもが所管しております社会福祉法という法律の構造をイメージ図として記載したものでございます。

まさに地域共生社会という大きな目標のために、包括的な支援体制を整備することが社会福祉法には規定をされておまして、包括的な支援体制の整備が全ての市町村に対して努力義務という形で規定をされているところでございます。

包括的な支援体制というのは、例えば既存の高齢者福祉でありますとか、障害者福祉、生活困窮者支援、こどもといった属性とか、支援に応じて組んである福祉制度を前提とした包括的な体制を構築して、地域の中で対応できない人を生まないような支援体制をつくっていかうという考え方のものでございます。

４ページ目に進んでいただきまして、地域におきましては、まさに様々な課題を抱えておられる方がいらっしゃると思います。その中に地域の中で孤独でありますとか、孤立といった状態にある方も含まれると考えております。こういった方も地域共生社会の主体となり得る方であると考えておりますので、具体的な対応については、４ページのように通知等の形で連携方法をお示ししているところでございます。

７ページ目以降でございますが、地域共生社会の実現に向けては、さらに進めていく必要があると考えておまして、現在、私どもで検討会を立ち上げまして、次の見直しに向けた議論を進めているところでございます。

この議論の中におきましても、福祉という領域を超えた多分野連携の必要性を御議論いただいております。さらに議論を深めた上で、この夏には一定の取りまとめを行っていきたいと思っております。本日は、まさにこの会議に御参加いただいている府省の政策と

は特に緊密に連携していく必要があると考えておりまして、見直しに当たっても連携できればと考えております。

10ページ目でございますが、今、申し上げた包括的な支援体制の中で一つの柱になる生活困窮者支援制度について、少し御説明をさせていただきます。

生活困窮者自立支援制度につきましては、まさに10年前にできた仕組みでありますけれども、制度のはざまをつくらないという考え方、理念の下で、包括的な支援体制の重要な要素の一つとして考えられているものであります。

この制度でありますけれども、生活困窮という切り口で幅広く支援対象を受け止めていくという考え方ですが、先ほども申し上げましたように、近年、単身化でありますとか、高齢化も進んでいるという背景も踏まえまして、今回は住まい支援という観点で、その強化を図る見直しを行ったところでございます。

地域で孤立・孤独といった状態にある方でありまして、今、申し上げた単身化のような方も含めまして、こうした方については、生活困窮者支援でありますとか、住まい支援の強化が重要だと考えております。

今回の改正におきましては、厚労省の法律にとどまらず、国土交通省さんの法律も同時に改正いたしまして、ほぼ同時期に施行することにしております。また、国交省さんの法律も厚労省と共管という形に見直したりということもしております。こうした形で具体的に他分野とか、各省との連携をしっかりと進めながら、地域共生社会の実現に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○菊池座長　ありがとうございます。

次に、総務省さんから御説明をお願いいたします。

○総務省　総務省で地域振興室長をしております近藤と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、地域運営組織（RMO）の概要等につきまして、御説明をさせていただきます。

総務省説明資料の1ページを御覧いただければと思います。地域運営組織（RMO）の概要ですけれども、上のところに定義が書いてございまして、少し長いのですが、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」となります。

資料の※に記載がありますとおり、874市区町村でおおむね小学校単位に7,710団体が形成されております。

「地域内の様々な関係主体」という部分ですけれども、左下の地域運営組織のイメージ図を見ていただければと思いますが、例えば自治会・町内会ですとか、あるいはPTAですとか、自主防災組織でありますとか、NPO、こういった様々な関係主体が分野横断的に取り組んでいくものでございます。

いわゆる「住民自治」ですとか、「地域自治」と言ったりもしますが、そういったものの活動の一つと捉えられまして、あるいは地域運営組織を別の言葉で言いますと、「小規模多機能自治」という言われ方をすることもあるのですけれども、ほぼ同義と捉えていただければ結構かと思います。

少し具体的な事例ということで、1 ページの右側に 2 事例ほど出しておりますけれども、一つ目は、NPOになるのですが、山形県の川西町のきらりよしじまネットワークです。こちらは高齢者のふれあいサロンですとか、児童クラブ事業など、住民の生活支援活動を実施している団体になります。

下になりますけれども、兵庫県の三田市にありますゆりのき台地域活動協議会は、地域のボランティアによります小学生の居場所づくりを毎週平日 2 回、日曜日に毎月 1 回、実施するといった事例が見られるところでございます。

2 ページ目を御覧いただければと思います。地域運営組織の活動実態ということで御説明をいたします。

少しピックアップして御説明いたしますと、上から二つ目の「組織形態」を見ていただければと思いますけれども、地域運営組織につきましては、約 9 割が法人格を持たない任意団体となっております。それから、NPO 法人が 3.6%、認可地縁団体が 2.3% という順番になってございます。

その下に「構成団体」ということで、先ほども少し触れましたけれども、自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織が 8 割弱で最も多いところになっております。

一番下の「課題」を紹介させていただきますと、地域運営組織だけではないかもしれませんが、活動の担い手となる人材の不足に直面している団体が非常に多く、あるいは団体の役員・スタッフの高齢化といった、人材に関することが課題だと認識している団体が多くなってございます。

3 ページを御覧ください。地域運営組織について、総務省としてどのような支援をしているかということで、地方財政措置を行ってございます。

1 番の「住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援」ですが、市町村に対しまして、(1) の①にありますとおり、運営支援ということで、事務局の人件費ですとか、事務所の賃貸料、光熱水費等につきまして、普通交付税で支援することをやってございます。

(2) 「住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援」ということで、いわゆる「活動支援」と我々は呼んでいるのですけれども、ここでの措置対象としまして、高齢者の交流ですとか、声かけ、見守り、買物支援、弁当配達等々が書いてありますが、赤線で書いてあります部分が令和 4 年度から孤独・孤立対策として対象経費に追加をした部分でございます。こども食堂とか、学習支援といったことを追加しているものでございます。

4 ページを御覧いただければと思いますけれども、地域運営組織に関係するものとしま

して、指定地域共同活動団体制度がございますので、こちらを紹介させていただきます。

これは令和6年の地方自治法の一部改正によりまして、制度を創設したものでございますけれども、真ん中辺りの図の左側の「地域的な共同活動を行う主体」のイメージを見ていただければと思いますが、「自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施」とあります。

その下、少し小さい字でイメージということでありまして、ここでもこどもの居場所づくりですとか、多世代交流活動とか、高齢者・こどもの見守りといったことについても、想定する活動ということで書いております。

右側に具体的な要件を書いておりますけれども、「指定対象」としましては、区域の住民または区域の住民を主たる構成員とする団体ということで、先ほど御説明しました地域運営組織も指定の対象となり得るものと考えております。

「指定の効果」としましては、左下の辺りの2番のところに書いてありますけれども、例えば市町村から行政財産の貸付を受けることができるとか、関連事務の随意契約による委託を受けることができる、こういった指定の効果が期待されております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○総務省 続きまして、地域おこし協力隊について、御説明申し上げます。

総務省地域力創造グループ地域政策課長の橋本でございます。

総務省資料の5ページを御覧ください。地域おこし協力隊につきましては、三大都市圏などの都市地域から条件不利地域の地方へ実際に住民票を動かして引っ越していただき、地域の活動を地域おこし協力隊として行っていただきます。その上で3年程度、協力隊員として働いた後、その地域に定着していただくこと、いわば都市部から地方への移住・定住を目指す動きを支援するという内容でございます。

実施主体は、地方公共団体とされています。活動期間は、おおむね1年から3年以下となっておりますが、こういう仕組みを地方財政措置で支援しております。

太字で書いておりますけれども、四つ目のボツの個人に向けて報償費として320万円を上限に支給して、これで生活の基盤を築いていただき、様々な活動を通じまして、その期間内に足場、生活の基盤を築いて定着いただくことを目指すという内容でございます。

真ん中の右側の表を見ていただきますと、平成21年度から始めまして、最初、1,000人に達するまでは5年程度かかっておりますけれども、今、足元は7,200人ということで結構なボリュームを数えてきております。これを令和8年度に1万人を目指すという目標を立てているところでございます。

先般も報告されましたが、首都圏への人口の移動が約10万人を超える数字の中で1万人というのは1割、しかも3年で割ると3%程度ではないかという見方もあるのですが、都市部から地方への人の流れの成功事例という意味では、有意義な取組だと思っているところでございます。

その下のオレンジの箱を見ていただきますと、特徴としましては、隊員は4割が女性、

7割が20代と30代、そして、見方はいろいろあると思いますが、60%程度の方が任期明けにその地域に定着していただいて、定住につながっているという成果が上がっております。

一方で、若い人ばかりではなくて、40代で1,300人ぐらい、50代で600人ぐらい、60歳以上の方でも200人の隊員さんが7,200人の中にいます。制度的には間口が広い仕組みとなっていることを御報告させていただきます。

具体例を6ページと7ページで挙げておりますけれども、6ページは、山梨県の都留市でございます。近いといえば近いのですが、調布市から山梨県にお越しいただいて、右側の活動内容を見ていただきますと、市町村と連携しながらどういうことをやるかというのを決めていくのですけれども、コワーキングコミュニティの運営、移住者と地域の方とをつなぐ仕組みですとか、大学生との連携、ママのフリーランスを支援する、幅広い活動をされております。

7ページは、奈良市の事例でございますけれども、神奈川県から奈良に行っていた方ですが、今日のテーマに近いことがあろうかと思っておりますけれども、右側の活動内容を見ていただきますと、高齢者の見守りから地域の観光の強化、情報発信と幅広く活動しているところでございます。

8ページは、今、1万人を目指すことに向けての我々の政策でございますけれども、移住・定住を目指すとなりますと、受入れ体制が非常に重要になって、うまくいっているところもあれば、まだまだ課題があるところもあるのが正直なところでございます。

その中でこういう流れを太くしていくために受入れ体制のサポート、日々の隊員の方々を支える経費、定住に向けたサポート、いろいろなフェーズごとに自治体の取組を特別交付税で支援している内容でございます。

9ページは、国費を活用してということでございますけれども、これをもっと発信して戦略的に、とりわけ今の地方創生2.0では、若者・女性に選ばれるという視点がありますので、それに向けてターゲットを絞って広報を強化していこうということで、全体で1万人を目指しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菊池座長　ありがとうございました。

消費者庁さんから御説明をお願いします。

○消費者庁　御説明させていただきますのは、消費者庁地方協力課でございます。

資料は、お手元の資料1－4を御覧いただければと思います。

我々消費者庁は、消費、取引や契約に関する人々の安心・安全を守る取組をしております。

2ページ目をお開きいただければと思いますが、こちらの前提としまして、全国にそうした地域の消費者の方々から、取引や契約で不安を抱えられた、トラブルに巻き込まれた方々の相談を受け付ける体制を全国の自治体さんの下でやらせていただいています。

相談員さんという専門の方々が3,349名いらっしゃって、こういう相談対応をされていて、また、あっせんなども行っております。

ただ、このような消費生活相談でございますけれども、3ページ目をお開きいただくと、左側の図を御覧いただければと思いますが、認知症高齢者、判断力不十分の方でございますけれども、この方から安心・安全を守る相談体制にどのくらいの声を寄せられるかという、御本人からは約2割にとどまっております。

ここが意味するところは、周囲の方々が気づき、それを声として届けていただけないと、御本人のそうしたトラブルは埋もれていくであろうと、そういったことをお示ししているものでございます。

そこで、消費者庁といたしましては、4ページに移ってまいりますけれども、消費者安全法を所管しております。この中の制度として、消費者安全確保地域協議会という、左側の枠を御覧いただければと思いますが、先ほど厚労省さんから御説明がありました地域包括支援センター、福祉です。あとは警察、法律家、この後にあると思いますけれども、教育です。あと、金融機関、郵便局、民間の企業様、そのような方々と連携をしています。取引、契約でございますので、日々のあらゆる活動に影響があるものとして、このような広範な様々な方々と連携協力をして、見守り活動をしております。

このような消費者安全確保地域協議会の機能としましては、連携スキームを使って情報を幅広く地域に届ける、また、例えば介護ヘルパーの訪問時、金融機関ですが、ATMの出金時、コンビニさんであれば、コンビニの支払い時において、それぞれの見守り対象者の方々のフォローで、これが何か怪しいと思えば、消費生活センターにつないでいただきます。こういう形で先ほどの相談体制と有機的に連携することで、地域の取引、契約の安心・安全を守るような取組を行っている次第でございます。

5ページ目を御覧いただければと思いますが、こちらは最後におつけしている地方消費者行政活性化の交付金による財政的な支援や、優良事例の展開などにより、着実に数を増やしているのですが、細かくて恐縮ですけれども、現在、右下に540でございます。540の全国の自治体さんで設置を進めていただいているところでございます。

分かりやすいものは、次の6ページになりますけれども、法施行されてから現在ではこのような形で着実に数を増やしてきております。人口カバー率で見ますと、地域にばらつきがございますので、我々としては引き続き設置を進めてございますが、この活動が重要なのは、ただ設置をすればいいと我々も思っておりませんで、地域協議会をより活性化させて、地域の安心・安全の取組を進めてまいりたいと思っております。

もう一つ、御案内をさせていただきたいのは、7ページの消費生活協力員・協力団体という制度でございます。先ほどの消費者地域安全確保協議会は、法的に見ますと、昨今、なかなか難しい事情はありますが、個人情報保護法の特例的な制度を定めてございますので、本人の同意がなくても、構成員間で情報を共有することで、迅速かつ的確な見守りができるようになっています。

それに似た制度として、これは双方向ではないのですが、地域の協力員・協力団体の方、自治体の市長様から委嘱していただくとされるのですけれども、例えば一方的にATMでこういう被害に気づいた、コンビニでこういうことに気づいたということがあれば、それを消費生活センターに個人情報の特例として、本人同意なくお寄せいただけるような制度を御用意しているところでございます。

当庁としては、このような形で地域の消費の安全・安心を守っている取組を進めています。

以上でございます。

○菊池座長　ありがとうございます。

それでは、ここまでで御質問や御意見がおありの皆様は、挙手をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。駒村構成員、お願いします。

○駒村構成員　各省庁の取組を大変ありがとうございます。深く勉強させていただいた部分もありますし、新たなものを説明いただいた部分もあります。

個別の省庁に御質問というよりは、各省庁間の連携はどうなっているのかというところをお聞きしたいと思っています。いずれも孤独・孤立の問題がテーマになっているわけですが、厚労省においては、重層などを使って、今日も他分野との連携を深めたいと、それはもう少し具体的にお聞きしたかったですけれども、そういう御意見がありました。

総務省におかれても、RM0と指定地域共同活動団体制度ということでしょうか、これを使ってより類似の孤独・孤立を防止するような見守り団体を民間や地域で増やしていくこと、消費者庁も協議会を使っているプラットフォームだと思ひまして、独居や認知症が悪化した人を経済問題からきちんと守っていくという取組をされています。

同じ方向でかなり重なる部分もあると思うのですけれども、各省庁間での連携の状況とか、連携の見通しについて、お聞きしたいと思ひました。

以上です。

○菊池座長　ありがとうございます。

全ての省庁さんにお答えいただきますか。

○駒村構成員　お願いします。例えば厚労省の検討会のメンバーの中にはRM0の方などがいらっしゃるようにも見えるわけですが、この辺の連携を検討されているかどうかを各省庁からお聞きしたいと思ひます。

○菊池座長　それぞれの資料の中に支援ネットワークがあるけれども、いかがでしょうか。厚生労働省さんからお願ひいたします。

○厚生労働省　ありがとうございます。

厚生労働省から、今、感じているところとか、考えていることとお話ししたいと思ひます。

一つは、各府省とか、他分野との連携につきましては、法律的に幾つかの分野でしていることが現状でございます。ただ、主には福祉関係の分野を中心に連携先として規定されて

いることもありまして、現場の市町村さんのお話を聞いて、アンケートを取りますと、具体的に連携ができている部局がどうしても福祉部局の中にとどまっているというのがデータでも出ています。

例えばまさに先ほどありました地域運営組織でありますとか、住宅もそうですし、公共交通分野とか、そういう部局を超えた連携がなかなか進んでいない現状があるのは、アンケートなどでも把握しているところでございます。

通知等では、そういった分野も含めて連携を進めたいということで、各省さんとも当然調整をしながら通知等も発出しているのですけれども、通知だけでは現場には浸透していないことを感じています。

先ほど御紹介しましたが、今、検討会を進めている中で、具体的には立法的に他分野連携をどう進めていくかという議論をさせていただいているところでありますので、それを踏まえて、法令的な対応等も含めて検討は必要だと考えております。

地域運営組織がこちらに入っていないというお話がありましたけれども、我々にはそういった問題意識がありまして、次年度以降、例えば自治体の職員さん向けの研修などに地域運営組織等の経験がある方などを入れるようなことも、現時点では考えております。

厚労省からは以上です。

○総務省 総務省でございます。

地域運営組織の点での各省連携ということでコメントさせていただきますと、例えば内閣府さんで「小さな拠点」という非常に関わりがある取組、事業がございまして、「小さな拠点」も人口減少、集落機能が低下する中において必要な生活サービスを維持するために、複数集落でネットワークをつくって、みんなで必要なサービスを支え合うという発想でございます。

どちらかというところ、これはエリアとか、区域に着目した事業ではあるのですけれども、その運用主体といいますか、実施主体としては、基本的に地域運営組織を想定してやっている試みでございますので、こちらとは連携をさせていただいてやっているところでございます。

また、厚労省さんで労働者協同組合制度という、比較的最近にできた仕組みがございまして、こちらは労働者がそれぞれ資金を出し合って、地域的な協働活動ですとか、サービス活動をみんなで支え合うという仕組みですけれども、地域運営組織をやっている中で、先ほど人材不足という課題について少し触れましたが、あるいは財政的な課題とか、基盤をもっと強化しなければいけないとか、いろいろな課題があるわけですが、そういったときに法人化していくことも考えられます。

任意団体がまだ9割ということに触れさせていただきましたが、法人化も一つの選択肢としてはある中で、事業的なものについては、一部を切り出して、労働者協同組合という形でやっていくという事例も出ているものですから、我々のいろいろな説明会においても、労働者協同組合の制度なども活用可能性がありますということで御紹介させていただいた

り、そういった連携をさせていただいたりします。

○総務省 もう一点、触れさせていただくと、今の問題意識でいいますと、それぞれの各府省さんの政策がそれぞれの法律の目的に基づいてつくられているのですが、結局、現場、特に過疎地の集落に入っていくと、そのような担い手の人がいないというのが大きな課題だと思っています。要はいろいろな制度で例えば集落支援もそれこそ消防団も、結局、同じ人がやっているのではないか、その担い手をどう考えるかという問題意識はございます。

今、担っていただいている方が高齢化して、そういう方々の後継者がいなくなっている課題はあると思っております、そういう観点からもいろいろな各府省の施策で、今まではそれぞれの立場でそれぞれの肩書があるのですが、最後、現場に行くと、そこが一つにまとまっているという意味では、連携はこれからもさらに強化していく必要があると思っておりますので、これからの大きな課題だと認識しております。

○消費者庁 消費者庁でございます。

各省様が御説明されたものと同じような形になってまいりますけれども、我々の消費者安全確保地域協議会は、地域単独で設置いただくというよりも、地域リソースの観点から限界があることは承知しております、多くございますのは、福祉の見守りネットワークに上乘せする形で、安全確保地域協議会に消費の観点の機能を追加いただく。このような形で設置されることもまま見られるところです。

現場レベルでは、自治体の皆様が創意工夫されて、御努力されて、そのような形で関係されているところでございますので、我々としては、先ほど厚労省様からも御案内がありましたけれども、重層的な支援整備事業との連携通知は出させていただいているところではありますが、それ以上に各省さんとの密な連携は今後進めていかなければならないと我々も認識しております。

以上でございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

駒村構成員、よろしいでしょうか。

○駒村構成員 ありがとうございます。

先ほどまとめていただいたように、ネットワークがそれぞれあるのだけれども、そのネットワーク同士がばらばらだと、結局、1人の人間が全部担っているみたいな地域の問題もあると思いますので、その辺は各省庁の政策目的はありますけれども、特に人口減少地域では分業で追求するというよりは、連携を追求することが大事になってきていますので、省庁間の連携をより強めていただかないといけないと思っている気もします。

○菊池座長 ありがとうございます。

近藤構成員、お願いします。

○近藤構成員 京都大学の近藤です。すばらしい御提案を大変興味深く拝聴しました。

孤独・孤立の課題では、二つの大きな問題があると思っています。

一つはアウトリーチの問題です。孤独・孤立の状態にある方は、ふだんの地域の生活の中では発見しづらいところがあります。

もう一つ、ファーストコンタクトをした方を支える仕組みです。私も医療機関での診療もしていますが、医療にも孤独・孤立の問題を抱えた方が来ます。しかし医療の専門は孤独・孤立に対してどうしたらいいのか分からないので、うまく対応できずに、せっかく出会っても、そのまま地域に戻ってしまうような状況が多々あります。そういった声を現場からたくさん聞きます。

その意味で、まず消費者庁の方のお話は非常に興味深くて、宅配事業者の方とか、そういったところと連携してアウトリーチができることを感じまして、とても期待をしたところです。私の知るところでも、ヤクルトとか、生命保険の販売員といった方々と連携してアウトリーチをするような取組が結構出てきていまして、そういった活動をしっかり評価していけるといいと感じました。

関連して厚生労働省の方に御質問なのですけれども、生活困窮者自立支援制度についても4月から新たに改定したものが発足するという事で、とても期待しています。例えば今回追加された、生活保護世帯のお子さんに対する健康支援も強化していく、というあたりは、とても大事だと思います。

一方、孤立しがちな子どもに出会う場としては、学校もありますけれども、不登校だと見つからない等々あります。一方、医療機関でも出会います。小児科の先生方の中には、この子は家庭全体と関わっていかないと、病気の治療もうまくいかないし、生活のほうもうまくいなくなってしまうのではと感じながらも、医療で行えることの限界を感じてもやもやしながら医療をやっている先生方もいらっしゃいます。ぜひ医療機関と連携して孤独・孤立のお子さんたちにアウトリーチして、適切に対応していくような仕組みができないかということを感じます。

具体的に言うと、厚労省の別部局、保険局が以前行っておりました「保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業」があります。社会的処方モデル事業ですけれども、時間があれば、後ほど紹介したいと思っていますが、保険者、つまり保険者である自治体等とかかりつけ医の先生方が連携して、孤独・孤立のアウトリーチとファーストコンタクトの対応の仕組みモデルをつくりました。

しかしこの事業、これは保険者向けだったで、仕組み上、医療扶助が対象として入っていなかったのです。ぜひ医療扶助か否かに限らず、医療者を起点とした孤独・孤立対策を進めることを引き続き検討していただきたいと思います。

重層的支援体制整備事業、また、生活困窮者自立支援制度と、先ほどお伝えした保険局による事業では、局をまたいでどのように連携できそうかといったような相談をぜひ進めていただきたいと思っています。それについて、御意見や今後の計画等があれば、お聞かせいただきたいと思っています。

○菊池座長 厚労省さん、お願いします。

○厚生労働省 ありがとうございます。

こどもの支援に関しましては、御指摘いただきましたとおり、昨年の法改正で一部支援の強化を図っております。具体的には生活保護世帯のお子さんへのアウトリーチということで、できるだけ早期に支援を開始するような取組の強化をしています。

また、私どもの生活困窮者支援制度の中に子どもの学習・生活支援事業がございまして、まさに御指摘いただきましたとおり、お子さんの学習支援とか、居場所だけではなくて、家庭全体として支援をしていく必要がある観点で、生活支援ということで家庭の支援も併せて行っている事業がございます。

ただ、この事業が全体としては全国で6割強という実施率でございますので、もちろん文科省さんとか、こども家庭庁さんにも類似の事業がありますので、単にその数字だけでやっていないところが多いということではないと思いますが、引き続き実施率や実施内容を強化することをやっていきたいと思います。

その中で、今、いただいた医療機関の連携みたいなものについて、具体的にどういうことができるかについては、社会的処方観点もあると思いますので、保険局と引き続き相談をさせていただきたいと思います。

○菊池座長 よろしいでしょうか。

○近藤構成員 ありがとうございます。期待しております。

○菊池座長 ありがとうございます。

山野構成員、お願いします。

○山野構成員 大阪公立大学の山野です。よろしくお願いします。

近藤先生がおっしゃられたことと近いのかもしれませんが、昨日、自治体のまちづくりの方とか、社会福祉協議会とか、児童福祉系、生活保護系の皆さんが集まって、どうしていこうという話合いに参加したのです。自治会などを取りまとめておられる方たちもいらっしゃるって、おっしゃるとおり、現場におられる方がいるので、それぞれがあっぷあっぷしていて、役所もあっぷあっぷしていて、なかなかばらばらで見にくいという感情を持っておられます。

私からもいろいろ説明したり、バックアップしたりするのですが、できれば1枚のポンチ絵にならないのかとか、省庁合同で通知文であったり、この方向で今から行きましようというような連名の文書を出してもらうことができないのかと思いました。

今、こどもの話では、厚生労働省さんの話もありましたが、地域共生社会の中でこどもをしっかりと入れるところもまだまだ手探りで、教育委員会などにも通知があり、社会教育とか、公民館事業などのところでも地域と連携してやっておられます。コミュニティースクールなども、文科省の施策としてもやっておられるので、そこで横串を刺して、自治体の方が納得できるというか、見える化をして、それぞれがここに関連していて、これは人ごとではなく、これは社協の仕事とならないように、一枚物を出してもらうことができないのでしょうか。

本当にすばらしいそれぞれの報告をお聞きしていて、どんどん進めてくださっていて、すばらしい案だと思うのですけれども、現場はそれについていけない、現状であっぴあっぴしておられるのを何個かの自治体と話していて、思ったところです。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

これは恐らく各省庁さんというよりは、一枚紙で出せるような方向に施策を進めていけるのは、孤独・孤立対策推進室であると思いますし、あるいは社会保障ではありますが、そのあたりで事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

各省庁の施策を進めていく上で関係者の連携が必要ということで、いろいろな連携会議が関係省庁でもつくられていまして、それを実際に現場でどのようにさらに反映されていくか、現場の負担を軽減しながらやっていくかという御指摘だと思っております。

我々が孤独・孤立のプラットフォームをつくるときには、重層の事業と一番関係が深かったので、この部分については連携のことも含めていますけれども、関係省庁の取組を勉強しながら、こういった通知を出すと、現場にとってはいいのか、変に通知を出して、さらに現場を混乱させてもよくないので、そういったことを学びながら、こういった取組ができるかを考えていきたいと思います。

○菊池座長 省庁さんから何かありますか。よろしいですか。

そういうことで、よろしいでしょうか。

○山野構成員 ありがとうございます。

私は通知という言い方をしましたけれども、文科省も自分たちの我が事になるようなもので、皆さんの省庁のポンチ絵が1枚になるというイメージかもしれません。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

森山構成員、お願いします。

○森山構成員 皆様、ありがとうございます。南山大学の森山と申します。

特に厚生労働省さんに伺えればと思ったのですけれども、様々な支援がある中で重層的支援体制整備事業などがあると思うのですが、少し気になったことは、本人が病気なので、感染症などに配慮しなければならない方とか、体力面などで外に出向くことができない方がいたときに、近藤先生がおっしゃったように、アウトリーチの話もあるとは思いますが、そういった人と会えないとか、その場所へ行けない方への対応はどの程度想定されているのかというところが気になっております。特に電話やオンラインなどでの対応が想定されているという点です。

例えば出産後にすぐがんなどになって、抗がん剤治療などをしていれば、かなり免疫が落ちるのですけれども、その際にある事例だと保育所の申込みも、それでも役所に来てくださいと言われたりする現状がございます。包括的な支援とあるのですけれども、高齢者

であったり、特定の方が想定されているような感覚があるのですが、支援対象とされている人の範囲が少し限られているのではないかという懸念がございます。

今、あったところで、高額療養費制度の改正なども話題になっていると思うのですけれども、働きながら子どもを育てて、例えばがん治療などをされている世帯などは限界を迎えつつあるのではないかと思っていまして、今、自分自身も病気を持ちながら働いたりしているような、高齢者だけではなくて、現役世代の人への配慮が必要ではないかと考えております。あまり話題に上らない世代に関しての対応をどのように考えていらっしゃるのかという面も教えていただけたらと思います。

以上です。

○菊池座長 今の例でいいますと、こども家庭庁さんに関わりそうなのですけれども、いかがでしょうか。

○森山構成員 連携の部分で関わってくると思います。

○菊池座長 厚労省さんからお願いします。

○厚生労働省 ありがとうございます。

御指摘のとおり、我々としてもアウトリーチは非常に大事だと思っていまして、まさに包括的支援体制の中で、待っているだけではなくて、地域にいろいろな課題がある中で、発見したらそことつながるということで、そういうことは大事だと思っています。

具体的な仕組みで言いますと、介護でありますとか、あるいは生活困窮の部分でアウトリーチができるような仕掛けになっておりますけれども、ただ、御指摘いただいたような感染症の場合の対応などが現場レベルでどこまでできているのかというのは、今、御説明できません。

例えばひきこもりの方みたいなケースでいいますと、支援員が丁寧に訪問をしながら、コミュニケーションを取っていくことをやっておりますので、その方と御家庭の状況に応じて、そういったアウトリーチみたいなものを含めて支援していくのが基本的な考え方だと思っています。

自治体レベルで少し差はあるかもしれませんが、引き続きアウトリーチを評価できるように取組を進めていきたいと思っております。

○森山構成員 ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

ちなみに、今の例でいうと、こども家庭庁所管の法改正とか、関わることができそうなものはありますか。

○こども家庭庁 こども家庭庁家庭福祉課長の小松でございます。

所管外の部分もありますけれども、今、森山先生から言われましたことにつきまして、全体的な方向性になると思うのですが、困難に直面したこども、子育て家庭といったときには、市区町村が中心となって、例えばこども家庭センターでありますとか、子育て支援拠点とか、そういった事業を利用いただいたりこども食堂に来ていただいて、単に御家庭

に食事を提供するだけではなくて、そこで支援者がいろいろと話しかけたりしながら、どういった困難とか、悩みを抱えているかというあたりを市町村で進めたり、いろいろな支援につなぐことをさせていただいております。

その上で、今度、広域行政の話になりますけれども、子育てに当たって大きな困難に直面している場合には、実際に児童相談所等々が中心となって、言葉としては強いですが、その御家庭に介入のような形で入っていきます。場合によっては、一定期間、親子が別々に生活をしながら、それぞれの立て直しなり何なりを図っていくようなことをやっていくところでございます。そういう意味では、まずアウトリーチについては、こども家庭庁が所管をして、市町村行政の中でしっかりとやっていくというようなことでございます。

以上です。

○森山構成員 ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

原田構成員、お願いします。

○原田構成員 日本福祉大学の原田です。御報告をありがとうございます。

総務省にお聞きをしたいのですが、先ほど駒村構成員や山野構成員からもお話があった省庁間の連携をどうするかという話の延長です。省庁間の連携をしっかりといただくことは大前提なのだと思うのですが、それが現場、つまり縦割りのまま市町村の中に降ろされてしまっていると思います。

そうすると、市町村の現場レベルでのプラットフォームみたいなものをどうつくっていくかということが大きな課題で、そのときに先ほど総務省から御説明があった、新しくつくられる指定地域共同活動団体制度でしょうか、これが市町村の現場レベルでの関係者のプラットフォームとして機能すると捉えていいのかどうか。

そのときに特に市町村になると、こども食堂であるとか、居場所等々の福祉分野では、市町村社協の役割が非常に大きいのですが、指定地域共同活動団体と市町村社協の関連みたいなものは想定されているのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○菊池座長 よろしくをお願いします。

○総務省 総務省の自治行政局市町村課で課長補佐をしております酒井と申します。

指定地域共同活動団体制度の所管をしておりますので、私からお答えをさせていただきます。

御質問の制度ですが、令和6年の通常国会で法改正をしまして、施行が今年の9月からになっておりますので、これからまさに動き出しをしていくところでございます。

構成員から御指摘がありましたプラットフォームは、まさに理念の点から申し上げますと、今回のテーマになっております孤独・孤立対策や地域防災・防犯など、地域においていろいろな課題がある中で、自治会だけではなくて、地域で活動されているNP0ですか、社協も含めて、いろいろな方が関わって、市町村が地域の多様な主体による連携・協働の

プラットフォームを構築していくことが重要となっており、市町村の一定の役割として求められる中で、今回の法制度化をしたところでございます。

一つ考えられるものとしては、プラットフォームの中で地域の社協の方にも入っていたきながら、自治会やほかの地域活動団体を含めて、地域の課題に対してどのような活動ができるかということをこれから考えていただくことはあり得るのかと思っております。

以上でございます。

○菊池座長 いかがでしょうか。

○原田構成員 細かいことですが、そのときの事務局機能が重要になりますが、それは行政が持つことになるのでしょうか。

○総務省 指定地域共同活動団体については、あくまでも地域的な共同活動をされる団体が市町村長から指定を受けることになりますので、事務局機能を市町村が担うというのではなく、団体としての事務局機能、団体の運営に当たっては、行政とは別のものという認識でございます。

○原田構成員 ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 ありがとうございます。

お聞きして、本当にいろいろなことが行われていることで初めて知った部分もありましたので、すごく刺激をいただきました。私は奈良女子大学なのですが、その中で奈良市にも地域おこし協力隊の方が来られていることをお聞きして、すごく身近に感じたのですが、これは行く人もそうだし、来てもらう地域にはすごく意味があると思っております、ただ、私はこの制度というか、こういうことが行われていて、しかも7,000人を超える人が既に派遣されていることがすごくびっくりしました。

そういう情報がどういうところで発信されて、全体に行き渡る形での情報発信があるのかとか、申請するときに、特に行く人は個人で行くことになるかもしれませんが、個人で書いて申請するのはすごく大変な作業かもしれないと思って、その辺の仕組み的なところをお聞きできると、大変ありがたいと思いましたので、それを一つだけお願いします。

○菊池座長 よろしくをお願いします。

○総務省 御質問をありがとうございます。

今、このように7,200人に達しておりますので、知名度はかなり上がってきておりまして、移住・定住を目指される方にとっては、地域おこし協力隊はかなりメジャーになってきているところでございます。

実際は各市町村が直接その方を採用することになりますので、面接などをしながらやっていくわけですが、先生の御質問の観点でいいますと、我々の資料の9ページに、まさに広報・宣伝とか、実際のアプローチのしやすさとか、地域おこし協力隊同士のネットワークをつくることによって、諸先輩の取組が分かるようになるとか、受皿側は研修会

をやるとか、アプローチしやすいところについて力を入れて、より多くの方に関心を持っていただくように取り組んでまいりたいと思っています。

地域おこし協力隊以外にも移住・定住関係は、今、いろいろな取組がなされておりますので、これに限らず、地域に関心をお持ちの方に多様なアプローチをしてまいりたいと思っています。

○伊藤構成員 ありがとうございます。

個人の人たちのサポートとか、お互いのネットワークがとても大事だと思っていますので、よろしくお願いします。

○菊池座長 ありがとうございます。

石田構成員、お願いいたします。

○石田構成員 手短にお伺いします。どこにお伺いすればいいのか分からないのですけれども、自治体でお話を聞きに行くと、各省庁でたくさんの施策が行われていて、連携の話でそれに重なり合っている部分もあるのですけれども、その人たちは財布が分かれていますので、結局、こちらの施策を本当はもうちょっとこちらに使いたいのですが、分かれていますからできないみたいな話をかなり聞いて、それがあると、構造的に財布が分かれていますから、連携がそもそもできないのではないだろうかという気がしてしまうので、その部分をくっつけることは難しいことなのではないでしょうか。どこに聞けばいいのか分からないので、お教えいただければと思います。

○菊池座長 重層事業はそれを工夫されている事業だと思いますが、多分ここは総務省さんでよろしいでしょうか。

○総務省 一般論で申し上げますと、先生のおっしゃるとおりで、各府省さんが補助金なり、交付金で支出されるものは、当然ながら目的に従った内容でないと支出ができませんし、会計検査院からのチェックを受けることになります。

そういうものを横断的にやる形で、例えば地方創生の観点でいえば、多目的に使える交付金とか、そういう仕組みがあり、まさに部局横断のものは内閣府さんが司令塔機能を取ってやっていただくアプローチ、ないしは一般財源化して、地方の財源の交付税などで支援するという両方のアプローチがあると思います。

より細かく具体的にこの目的で使いたいというものと自由度を高めたい、ないしは連携というのがトレードオフの関係になるものですから、その都度、いろいろな仕組みを工夫していく必要があると思っています。

○菊池座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、一つ目のパートはここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

次のパートで、こどもや支援が薄くなる層への取組強化や予防の観点から、厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁から御説明をお願いいたします。

まず厚生労働省さんからお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省若年者・キャリア形成支援担当参事官の今野と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、資料1－2の12ページ目以降、地域若者サポートステーション、通称サポステでございます。こちらの取組について、御説明を申し上げます。

13ページを御覧いただきまして、事業の概要でございます。若年無業者等の職業的自立を支援するためには、基本的な能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発ですとか、社会適用支援を含む包括的な支援が必要でございます。こうした支援は、各人が置かれた状況に応じて個別に行い、あるいは継続的に行うことが重要であると考えております。

このため、地方公共団体との協働によりまして、地域の若者支援機関から成るネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置しまして、キャリアコンサルタント等による専門的な相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業を平成18年度から実施しているところでございます。

直近、令和5年度の実績で申しますと、就職等者の数が約1万2000人、就職等率が約72%、総利用件数は約49万件、新規登録者数が約1万7000人となっているところでございます。

14ページです。高等学校などの中途退学者などに対しまして、切れ目のない就労支援を実施するために、学校、サポステ等の関係機関が連携し、アウトリーチ型の支援を実施しているところでございます。

具体的には、高等学校等との連携により把握した中途退学者等に対しまして、自宅などにサポートステーションの職員が訪問し、中途退学者等の個別のニーズに応じて各種自立支援プログラムへの誘導を行っているところでございます。

なお、これらサポステ事業の広報につきましては、昨年11月に広報キャラクターとしてタレントのダンディ坂野さんを起用し、特設サイトのリニューアルを行っているところでございます。支援対象となる本人のみならず、その家族に向けても動画、ポスター、リーフレット、タイアップ記事、SNS広告などを活用した周知に取り組んでおります。

最後に15ページです。今後の取組について、御紹介申し上げます。

近年は、心理的なケアを必要とする方の増加を踏まえた対応が課題となっているところでございます。このため、医療機関や福祉機関との連携の上で支援に当たることが有効と考えております。

こういったことから、令和6年度補正予算におきまして、専門の支援員を一部のサポステにモデル的に配置し、地域の関係機関と連携して、心理的なケアを行う体制を構築する事例の収集に取り組むこととしております。

私からの説明は以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省さんからお願いします。

○文部科学省 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課の高野と申します。

本日は、御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、資料1－5に基づきまして、御説明申し上げます。

1 ページ目を御覧ください。地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業でございます。この事業に関しましては、中卒者や高校中退者に対して、地域の学習施設等を活用した学習コーナー、学習支援等を実施する自治体を支援する取組でございます。

左上の現状を御覧ください。20歳から39歳の最終学歴が中卒の方は約89万人、令和5年度の高等学校中退者は約4万6000人で、前年度より増加していることがございます。

真ん中の課題に移ります。一方で、高校中退者に学習支援等を実施している自治体が約5%にとどまっていることがございます。現状で学習支援等をできていない理由としては、以下の事由が挙げられるところで、事業実施のためのノウハウがない、予算や人員の確保が困難ということでございます。

真ん中の我々の事業の概要でございますけれども、高等学校中退者等を対象に地域資源、先ほど厚労省様からお話がありましたサポートステーションやハローワーク等と連携・協働しながら、社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身につけるための学習相談及び学習支援等を実施する自治体を支援しているものでございます。

左側でございます。支援の中身でございますが、補助事業でございます。メニューとしては、支援体制の構築、学習相談等の提供、学習支援等の実施でございます。

令和5年度は6自治体でやっていただいていますので、せっかくの機会ですので、6自治体の取組を簡単に御説明させていただければと思います。

2 ページを御覧ください。群馬県の事例でございます。群馬県では、公益財団法人群馬県青少年育成事業団に委託して、学習相談、学習支援を実施しているところです。

真ん中より下の取組の成果としましては、延べ400人以上が事業を利用、そのうちの9名が高等学校卒業程度認定試験を受験し、6名が全科目を合格したところでございます。

3 ページ目の愛知県を御覧ください。愛知県では、無料の学習支援や相談を行い、若者・外国人未来塾と支援機関とのネットワーク化を図る若者未来応援協議会という二つの柱として、県教育委員会あいちの学び推進課が主体となって取組を進めていただいています。

取組の成果としましては、延べ3,000人以上が事業を利用し、そのうち高卒認定試験、高等学校を受験した者及び就職活動を実施したものが7割以上になっているところでございます。

4 ページ目の京都府の事例でございます。支援コーディネーター、臨床心理士等で構成されたユース・アシスト、地域に密着した居場所であるユース・コミュニティを設置し、府内の学校、児童相談所、若者サポートステーション等の関係機関と連携していただいているところです。

取組の成果としましては、ユース・アシストでは31名、ユース・コミュニティでは33名、64名の学習相談がありました。そのうち3名が認定試験を受験し、1名が合格したところでございます。

同様に高知県や大分県、また、札幌市などでも取組が行われています。

6 ページの大分県の実施体制を説明させていただきます。県内の地域若者サポートステーション、ジョブカフェ、ハローワークと教育委員会、知事部局が連携して実施体制を整備するとともに、高等学校内に学習相談窓口の設置やNPOを利用した学習支援を実施しているところがございます。

このような形でサポートステーションなどと連携することによって、学習支援、学習相談の実施を一体的に地域で進めている自治体を御支援させていただいているところでございます。

今のお話からは、令和5年度は6自治体でございまして、令和6年度は北海道にも補助金を活用していただき、7自治体になっております。こうした自治体が少しでも増えるように普及啓発活動を行っていきたいと考えているところでございます。

文科省からは以上でございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

こども家庭庁さんからお願いします。

○こども家庭庁 こども家庭庁支援局家庭福祉課長の小松でございます。

私からは、社会的養護における自立支援の充実に関する取組について、御説明申し上げます。

2 ページになります。いわゆる社会的養護経験者と呼ばれる方々の現状でございますけれども、家庭の支援、保護者の支援が見込みづらい中での生活の自立という課題があるといったことでございます。

こういった状況を踏まえまして、そういった方々の自立支援の観点から、大きな制度改革をしております。令和6年4月からスタートした事業でございますけれども、社会的養護自立支援拠点事業でございます。

これまで社会的養護経験者ではなかった方々、要するに児童相談所による里親等委託とか、施設への措置、入所という経験がなく、実親の下で生活をしていただけだけれども、一方で、養育環境、家庭環境が必ずしもこどもが生活する上で好ましい状況ではなかった、虐待経験などが生活過程の中にあった、といった背景で、自分の生活のベースがつかない、もしくは自立ができないといった方々がいつでも相談することができる、交流が図れる、もっと言えば、実際に自分の家に戻れない、居住先を失っているような方である場合は、一時的に滞在をして、今、申し上げたような支援を受けられる、そういったことを念頭に制定された事業でございます。特に年齢制限は設けずに事業の利用ができるものでございます。

令和6年4月1日からスタートした事業ではありますが、令和6年10月1日時点の実施の状況でございますが、全国に54自治体、56か所あるような状況でございます。

もう一つは、一つ下の児童自立生活援助事業でございます。

どういった事業かと申し上げれば、児童相談所による保護者分離、里親等委託とか、施

設への措置は、基本的に年齢が18歳までで、何らかの事情があつて、20歳まで措置延長することが現行法上では認められているのですけれども、いずれにしても、児童福祉法上の措置は20歳で切れるところでございます。

これまでの予算事業で措置解除以降も一定期間の支援を経て、自立を目指すような方がいる場合は、22歳までを予算補助事業で児童自立生活援助事業を展開していて、その中で、生活指導とか、就労支援とか、そういったことをやっていたわけでございます。

今回の法律改正では、22歳という年齢要件をここでは弾力化と書いていますが、基本的には撤廃をしまして、施設を出た、もしくは里親家庭から一旦自立をした方々であっても、途中で何度もつまづくようなことがあると思います。そういった方々はいつでも施設ないし里親家庭に戻るができる。戻っていただければ、そこでこれまでと同じような支援を展開しながら、引き続き自立に向けて頑張っていただけるような事業でございます。

右下にありますけれども、令和6年10月1日時点で、I型というのは、自立援助ホームが担い手である事業でございますが、全国に365か所あります。

II型というのは、児童養護施設に代表される児童福祉施設が実施している場合は38か所あります。

III型というのは、里親がやっている場合でございますが、168か所というような状況になっているところでございます。

以上でございます。

○こども家庭庁 自殺対策室でございます。

こどもの自殺対策緊急強化プランについて、資料の10ページを御覧ください。近年、小中高生の自殺者数が増加していることを受け、こども家庭庁は、こどもの自殺対策の司令塔として、文部科学省、厚生労働省、内閣府孤独・孤立対策推進室、警察庁などの関係府省庁を構成員とするこどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議を開催しています。

令和5年6月に自殺リスクの早期発見からの確な対応に至る様々な取組を盛り込んだこどもの自殺対策緊急強化プランを取りまとめました。このプランに基づき、こども家庭庁の取組としては、左上の部分に記載のこどもの自殺の実態解明に取り組むため、警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計や関連資料を集約して要因分析を行う調査研究について、昨年度に引き続き今年度も実施しています。他にも文部科学省の取組としては、左の中ほどに記載の自殺リスクの早期発見として、1人1台端末の活用による自殺リスクの把握のためのシステムの活用方法などを周知し、全国の学校での実施を目指しています。厚生労働省の取組としては、右の中ほどに記載の自殺予防のための対応として、多職種の専門家で構成される若者の自殺危機対応チームを都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験がある若者など、市町村では対応が困難な場合に助言などを行うモデル事業を拡充しています。このように、こども家庭庁では、こどもが自ら命を絶つことのない社会に向け、関係府省庁と連携し、総合的な施策を推進しております。

こどもの自殺対策緊急強化プランに基づく取組を進めるための自殺対策関連予算案につ

いては資料の11ページから12ページを、各取組の詳細については資料の13ページ以降の参考資料を御参照ください。

資料の32ページ、こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチームについて、御説明申し上げます。

こどもまんなか社会の実現を目指し、大人目線ではなく、こども目線で悩みを抱えるこどもたちが躊躇なく悩みを打ち明けられる環境をつくっていくため、三原こども政策担当大臣の御指示の下、こども家庭庁内にこどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチームを昨年11月に設置し、まずはこどもや支援団体の方々との積極的な意見交換を行っています。

今後、こどもに関する官民の相談窓口の実態や相談を受け止める側が把握し、整理するとともに、こどもの悩みを受け止めるための活動について、効果的な広報を行ってまいります。

私からの説明は以上になります。

○こども家庭庁 こども家庭庁成育局安全対策課の落合より説明差し上げます。

33ページから35ページの資料を使いますが、私からはこどもがインターネットを安全・安心に利用するための取組を御説明差し上げます。

34ページを御覧ください。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律について、御説明差し上げます。

インターネット環境整備法については、平成20年6月に公布、平成21年4月に施行されましたが、目的といたしましては、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況を鑑みまして、青少年がインターネットを適切に活用する能力の習得であったり、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会の最小化の措置を講じるなどをして、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにし、青少年の権利の擁護に資することを目的としています。

第8条には、「こども政策推進会議は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を定め、その実施を推進する。」と、基本計画について規定されております。

そのほかについては、携帯電話事業者等の義務、フィルタリングに関する規定であったり、OS開発事業者の努力義務、教育啓発活動の推進、特定サーバー管理者の努力義務等が規定されているものです。

35ページを御覧ください。こちらはインターネット環境整備法第8条に基づく基本計画になります。施策の進捗状況を見て、社会情勢等を踏まえて、策定後3年を目途に見直しを図っているところでございますが、昨年の9月に第6次基本計画を策定しております。

昨今では、こどものインターネットの利用時間が年々増加したり、インターネットを利用するこどもの低年齢化が進んでおります。また、SNSに起因して児童ポルノ等の犯罪の被害に遭っている児童の数は、いまだ高水準で推移しているという状況でございます。この

ような状況を踏まえまして、第6次計画においては、次の点に留意いたしまして、取組を推進しております。

具体的に申し上げますと、1番の青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進ですが、これはこどもがインターネットを賢く正しく使えるようにしましょうということで、その方向性を示したものです。インターネットは危険だから使わせないではなくて、うまく利活用するという方向にシフトするものでございます。

2番のフィルタリングをはじめとする技術的手段による青少年保護の推進については、青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組ですとか、低年齢層のこどもの保護者への働きかけの強化、フィルタリングのカスタマイズ機能であったり、ペアレンタルコントロール機能などを普及を推進することとしております。

3番の親子のルールづくりや教育・啓発など、教育的手段による青少年保護の推進については、家庭における親子のルールづくりなど、青少年の発達段階に応じてインターネットの利用を適切に管理していただくことについて、保護者等に周知・啓発を行ったり、学校、家庭、社会において、インターネットを安全に利用するための教育・啓発を推進しているところでございます。

引き続き、本計画の下、こどもたちが安全に安心してインターネットを利用できる社会の実現に向けまして、関係省庁等と連携を図りまして、取り組んでまいるところでございます。

簡単ではございますが、以上となります。

○菊池座長　ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移らせていただきます。御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。宮本構成員からお願いいたします。

○宮本構成員　各省庁の御説明を大変興味深く伺いをしました。大変な御尽力で高く評価したいという気持ちはほかの構成員と全く一緒でございます。

前半に申し上げるべきだったのかもしれませんが、後半の御報告を伺っても、印象は変わらなかったもので、前半の議論の延長みたいな形でお話をすることになるかもしれませんが、こうした各省庁の英知と奮闘というのは、地域で具体的に花が開いてこそ意味があると思ってございます。

ただ、前半の御議論にもありましたけれども、英知と奮闘を生かすためにも、どうしてもこうした多様なプラットフォームが提起されればされるほど、あるいは多様で総合的なアクターが枠組みとして生み出されれば、地域側で仕事が増えてしまう。

山野構成員から一つのポンチ絵が描けないかというお話がありましたけれども、孤立対策、地域協議会、支援会議、要体協、あるいは消費者庁の協議会、五つのプラットフォームができると、地域の仕事では、人口減少の中で数が少ないアクターが活躍していても5倍になってしまうわけです。

駒村構成員からアクターはどれぐらい束ねられるかというお話がありましたけれども、

実態として一つの団体がRMOをやり、居住支援法人をやり、厚労省系では、様々な連携推進法人、これも医療系、社会福祉法人系があって、五つも六つも顔を持って、その都度、顔を変えなければいけない。

石田構成員から財布の話があって、一般財源化が望ましいのだけれども、これを一般財源にしてしまうと各省庁が、責任を果たせないところもありますし、ここで議論しているのは、どうしても社会的に弱い立場の人たちを支援する仕組みですので、一般財源になってしまうと、大きい人の声がお金の使い方には反映されてしまうというジレンマがあるわけです。

プラットフォームのアクター、財布、このあたりでそれぞれが縦割りの中で総合化の提起をしてくれるのだけれども、それを受け止める地域側にはその思いが伝わっても、それが現実化できないというジレンマをどう埋めていくのかを真剣に考えなければいけない段階だろうということなのです。

私自身が地域目線と申し上げたとおりで、ちょうど昨日、広島県の尾道市に講演と研修を兼ねて伺ってきて、ここの取組は地域がここまで頑張っていると、こういう形で各省庁の御尽力を生かす条件も生まれているのだということを学んできました。

どういうことかということ、昨年、尾道市ではおのまる会議を開始しました。似た名前ですが、さかまる会議があるのですが、これは福井県坂井市でやっています。ここは厚労省も紹介しているのですが、おのまる会議は要注目だと思ったのですが、ここは社会福祉法における106条6の1の支援会議と孤独・孤立対策の地域協議会を設置要綱で兼ねる形でスタートして、当然社会福祉の仕事と孤独・孤立対策に加えて、今日、文科省の話がありましたけれども、教育委員会も関与し、小学校区ごとに担当者が細かく回って、学校関係者、ひきこもり支援、さらに言うならば、建設の部局も巻き込んでまちづくり支援をまるっと一体化した会議であります。

個別ケースの支援対策の協議にとどまらず、それぞれの部局の連携を生かして8050だとか、自殺、消費の問題等のお話がいろいろあったのです。個別課題をまさに包括的に対応しようとしています。

ただ、ここがポイントなのですが、その担当者といろいろ話したのですが、私、もう倒れそうですと言っておりました。前は民間企業に勤めておられた方なのですが、本当にげそとしていて、要するに各省庁の部局をいろいろ訪問し、今日のお話に出たプラットフォームのずれ、財布のずれ、アクターのずれを個別に調整しながら、まさにまるっと会議を進めようとするところに伴うストレス、業務負担がとんでもないものになっているようです。

何が言いたいかというと、今日、学ばせていただいたことをしっかり受け止めつつも、先ほど菊池座長からお話がありましたけれども、なぜこういう会議をやっているかということ、恐らく孤独・孤立の会議や所管する室がかなめになろうという御趣旨だと思います。そうなってくると、これから地域に議論を移していくと思いますけれども、ベストプラク

ティスを並べるだけではなくて、そこでどんな御苦勞が生まれているか。こういう所管を全部なくすとか、こういう事業を全部一つに整理する。これは非現実ですが、どういうふうに重ね合わせればいいのか、そこに生まれてくるハードルは何なのかを具体的に掌握していく必要があるだろうと思います。

そういう具体性を伴う、ある意味では地域からのクレームを聞くような話になって、霞が関的に言うと、後ろ向きのな雰囲気 of the 会になってしまうかもしれませんが、たとえ後ろ向きに聞こえても、このフェイズは絶対に通っていかなければいけないものだと思います。ぜひ事務局にそのあたりを御願ひしたいというのが発言の趣旨でございます。

改めて各省庁の御発言には感謝いたします。ありがとうございました。

○菊池座長　ありがとうございます。

受け止めで事務局から何かございますか。

○事務局　まさにいただいた御指摘に沿うような形で我々は検討を深めていきたいと思っております。我々でも地域の取組を把握するようにしておりますが、今日、御指摘いただいたような地域の取組もしっかり学びたいと思います。

○菊池座長　ありがとうございます。

宮本先生の御発言は、好事例を並べる時代ではなく、それを一歩二歩乗り越えたところで考えていく、提示する状況であるという理解でよろしいでしょうか。

○宮本構成員　個人的にはそのように考えておりますし、もちろん好事例でみんなが元気になることも大事なのですが、元気になっているだけでは駄目というところもあるということです。

○菊池座長　ありがとうございます。

森山構成員、お願いします。

○森山構成員　こどもの自殺対策について、伺いたく思います。こどもの自殺者数が過去最多になったということで、非常に対策が重要だと思うのですが、2点ございます。

1点目は、こどもの自殺の要因分析についてを挙げられていたのですが、孤独・孤立対策の調査研究のように、専門の研究者による分析でしたり、公表などは考えていらっしゃるかどうかというところです。

2点目は、孤独・孤立対策でも当事者だけではなく、家族の支援も大事だと言われておりますけれども、こども自身だけではなくて、支援者支援の部分といいますか、親でしたり、先生でしたり、周りの大人も余裕がなくなっているのではないかと思いますので、その当たりの支援についてもどのようにお考えなのかを教えていただければと思います。

以上です。

○菊池座長　ありがとうございます。

こども家庭庁さん、お願いします。

○こども家庭庁　御質問いただき、ありがとうございます。

1点目のこどもの自殺の要因分析の公表については、昨年度、今年度と年度事業のため、

報告書がとりまとめられ次第、ホームページで公表いたします。

2点目の家族や周りの大人の方への支援については、こども家庭庁におきましても、この点は大変重要と考えており、今年度から新たな取組として広報啓発事業の中で行っているところです。例えば、長野県において保護者や教員等の大人を対象に、深刻な悩みを持つこどもの心のサインと、周囲の大人にとって望ましい行動や対応について学ぶ講演会を開催しました。

また、先ほどお伝えした要因分析の調査研究の他に、今後は自殺未遂者とその家族も含めた家庭を保健、医療、福祉、教育の各機関が連携して、地域で包括的に支援する体制の構築に向けて、次年度は新たに調査研究を行うなど、そのような取組を通してこどもの周りの方々への支援も強化してまいります。

以上です。

○森山構成員 ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

横山構成員、お願いします。

○横山構成員 各省庁からすばらしい御報告をいただきまして、本当にありがとうございます。御尽力を賜っていただいていることに感謝でいっぱいです。

今回、こどもや支援が薄くなる層への取組強化ということで、森山構成員が先ほど御発言されていまして子育て家族に関連しまして、まだまだ母親だけで育児をされている御家庭が多々ございます。そういった中で、これは御報告いただいた内容と少しずれますが、父親の育児休業の取得率も以前と比べてかなり増加していますが、さらに育児休業を取りやすい環境整備が必要だと思っております。

海外に比べまして日本の父親の育休の取得率はまだまだ低い割合になっていると思いますので、そういったことに関しまして御意見を賜れば、非常にありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○菊池座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。育休関係ですので、厚労省の施策関係にも関わるとは思いますけれども、どなたかコメントいただける方はいらっしゃいますか。

○厚生労働省 所管から外れてしまうものですから、もしよろしければ、担当部局にいただいた御指摘を問題提起としておつなぎをさせていただければと、ここでは御回答させていただきたく存じます。

○菊池座長 そういうことで、直接持ち帰っていただいてお伝えするという形でよろしいでしょうか。

○横山構成員 ありがとうございます。

ぜひ御検討いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菊池座長 ありがとうございます。御意見として承って、持ち帰っていただき、所管課から何らかのレスポンスをしていただくような形にしたいと思います。

伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 時間がないので、なるべく簡潔に申し上げます。

私自身、スクールカウンセラーとして学校現場に関わったり、ひきこもりの方の相談や支援者の方のスーパーバイズという形で関わらせていただいて、今日は大変な重い課題の話をたくさん聞かせていただきました。

その中で文科省様の資料でしたか、こどもたちの自殺などについての教育であるとか、1人1台端末で心の健康観察で早期発見が随分行われていて、広がってきたというのはいい兆候として理解しているのですが、出てきたものを大人側、あるいは教員側がそれをどう受け取って、どう対応するかというところは、なかなか追いつかないところがあると思いますので、先ほど森山先生もおっしゃったように、支援者の支援という観点も含めて、支える側への情報提供であったり、サポートが特に必要だと思っています。

あと、どこでの発表だったのかは覚えていないのですが、ひきこもりのところかもしれないのですが、心理の専門家をサポートとしてというお話があって、それも大変重要だと思っているのですが、こういう問題はそれだけではなくて、福祉面とか、医療面とか、いろいろなものが錯綜して起こっておりますので、教育現場にもカウンセラーとソーシャルワーカーという2本立てで入っております。できたらそれこそ前半の多職種にも関わりますが、その辺の支援も改めて加えていただけるとありがたいと思いました。

感想です。ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

御意見ということですが、何かございますか。

○文部科学省 文部科学省でございます。

伊藤先生、いつもお世話になり、誠にありがとうございます。

いわゆる学校で教育相談を実施する側の教員に対する支援という観点で御意見をいただいたと考えております。まさに今日は大阪公立大学の山野先生も参加されているようですが、全ての教員に対しては、今、文科省も働き方改革を進めているところで難しい状況ではありますが、ある一定の学校の中で教育相談コーディネーターであったり、生徒指導主事などが心理、福祉の専門性を持って、こどもたちのSOSに早くから気づけるような関係づくりを文科省として取り組んでおりまして、その福祉の部分は山野先生に御参画をいただいているようなところでございます。

引き続き文科省といたしましても、こどもたちの教育相談体制の充実に努めてまいればと思っております。先生、誠にありがとうございます。

○伊藤構成員 ありがとうございます。心強く思っております。

○菊池座長 石田構成員、どうぞ。

○石田構成員 今日の報告と関連が少なくなるかもしれないのですが、支援が薄くなる層に着目してというようなことなのですが、この会議に出てきていつも思うことは、いわゆる現役世代のお話があまり出てこないのです。学校に行っている人ですとか、御高齢の

方々が非常に多いです。

一方で、よく聞くのは現役世代で特に男性の方々の支援は意外と手薄で、どちらかというと、働いて成功するか、あるいは適用するか、そうすると、それ以外はなかなか厳しい状況に置かれているという傾向がかなりあるので、もうちょっとそのあたりの方々にも目を配っていただければというのが一つ目の意見です。

もう一つは、今日、自殺対策のお話も出てきましたが、いのちの電話で実際にお話を聞くと、相談が多過ぎて、相談員が足りなくて、相談を断っているというお話も耳にします。先ほど支える方というのは、家族だけではなくて、そういった方々も支える方々だと思いますので、そういった方々の支援もやっていただければと思います。

○菊池座長　ありがとうございます。

二つのテーマに絞ってとありましたが、ほかにも視野を広げておくべきテーマがあるということです。今後に向けて御考慮いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

時間も押してまいりまして、二つ目に関しましては、この辺で閉めさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議事を続けさせていただきます。議事の二つ目、これまでの人々のつながりに関する基礎調査の振り返りということで、石田構成員から御説明をお願いいたします。

○石田構成員　2021年12月に始まりました人々のつながりに関する基礎調査ですが、3年間のデータが出そろいましたので、こちらについて、手短に御報告いたします。

資料は、資料2-1と資料2-2になっておりまして、資料2-2に報告の全体が載っているという形になっております。

3年間のデータで違いが見られたところですか、共通したところを振り返ってまいります。

資料2-1の2の基礎的な事実の確認のところでありまして、過去3年間を見ましても、孤独感がしばしばある、常にあると回答した人は5%程度です。資料2-2の1ページ目の資料に詳しいところが出ております。

時々あると回答した方々は15%で、大きな変化はございませんでした。しいていえば、2021年に比べて2022年、2023年の方のほうが、孤独感が時々あると答えた方の比率が僅かに増えている形になっております。

また、孤独感が決してないと答えた人は減っている形です。

相談相手がない人、こちらを孤立者と考えた場合には、2021年、2023年は8.4%、8.7%と変わっていないのですが、2022年には10.4%とやや増えております。

3年間を見ますと、孤独感については、孤独を感じる人が僅かに増えているのですが、孤立者については、一貫した傾向は見られておりません。

周知のように、2021年は新型コロナウイルスが猛威を振るっておりまして、そこで人との接触は避けるようにということを言われていたわけなのですが、このことが人々の孤独感を高めたり、孤立の傾向が増したと考えられたわけです。

実際にデータ分析をしてみると、そういった傾向は見られておりませんでした。むしろ孤独感が決してないと答える人は、2021年でもそんなに変わってはなく、減っているという傾向で、時々あるまで含めると、日本社会では2割程度の人が孤独を感じていて、1割程度の人は相談相手がおらず、孤立しているという結果になっております。

年齢層別にどのようなになっているのかは、分厚い報告書の2ページ目に詳しく出ております。これも報告書に出ているのですが、高齢層よりも若年層、中年層の孤独感が高くなっております。

孤独感がしばしばある、常にあると答えた方が最も多いのは、2021年から2023年のいずれにおいても、20代、30代になっております。この層は孤独感が高い。次いで40代、50代が多くなっております。

16歳から19歳は、ほかの世代とは異なった動きをしております。2021年は60代と同じぐらい孤独感を抱える人が少ないのですが、これがどんどん上昇しております。2023年は50代よりも孤独感がしばしばある、常にあると答えた人が多くなっておりますので、この傾向はもう少し注視していく必要があるところです。

人々のつながりに関する基礎調査における孤立者は、相談相手がいない人と考えますと、中年層に多くなっております。いずれの年でも30代から50代まで相談相手のいない人が多くなっております。70歳以上の高齢者の孤立者が少ない。ただ、接触頻度で見ますと、接触頻度の少ない人が高齢者に多くなるという結果になっております。

比較のために2003年に実施された日本版一般社会調査、JGSSですが、こちらについても相談相手がいるか、いないかを見ておりますので、この結果と比べますと、今回の実態調査とは正反対の結果になっているところです。

JGSSの場合は、高齢になるほど孤立した人が増えているという形になっています。これは時代を反映したものであれば、2003年から約20年の間に中年層の人の人間関係が急速に衰えたとも考えられます。

孤独・孤立対策でも若年層の支援の必要性が叫ばれておりまして、今回の調査結果は、若年層のみならず、現役世代である中年層にも支援が必要であることを示しております。

それ以外の全般的な傾向、こういった属性の人の孤独感が高いのか、あるいは孤立しがちなのかというのを見ていきますと、こちらは3年間安定的な傾向を示しております。すなわち、男性の未婚者、離別者、健康状態の悪い人、世帯収入の低い人に孤独感が高い人が多くて、孤立者が多くなっております。特に健康状態がよくないと認識している人の孤独感が高く、孤立の傾向が強いです。また、男性未婚者、離別者の孤立の傾向が強くなっております。

2020年の国勢調査から算出された男性の50歳時の未婚率は28.3%に及んでおります。家族のサポートを受けづらい方々が高齢に差しかかると、孤立の問題が一層深刻になるのではないかと、こういったところが懸念点としてあります。

次に、孤独感と支援について、どういう関係にあるのかを見たのが、分析報告書の5ページ

ージの表になっております。

孤独の原因として支援を表明しないことが挙げられるわけなのですが、その考えと同じように、孤独感が高い人ほど支援は必要ないという回答が減ってきております。

どういう理由で支援を表明しないのかとなりますと、我慢できるとか、分からない、面倒という回答が非常に増えています。

困った人の実態をより明確に反映しているであろう2022年、2023年の調査の仕方が変わっておりますので、2022年、2023年のほうが困った人について直に聞いている形になっていきます。そうなりますと、恥ずかしい、あるいは相手に負担という回答が多くなっているところです。

2021年調査とそれ以降の調査は必要ではないの回答が顕著に変わっています。支援が必要ではないと回答した人は、2021年調査では、孤独感がしばしば、常にある人でも6割を超えるのに対して、2022年、2023年では、3割程度に減っています。こちらが質問の仕方、回答者の質の違いによるものだというところです。

2022年以降の調査では、生活に加え悩みのある人に限定して支援を受けない理由を尋ねておりますので、だからこそ、高い孤独感を抱きつつ、不安や悩みを抱える人の65%から70%は、支援が必要なのに受けられていないということが明らかになってきたところです。こういった問題を見過ごさずに、しっかりと支援が届くように、先ほど出てきましたように、アウトリーチの工夫が大事になってくるということです。

2022年、2023年の結果を見ますと、我慢できると回答した人の比率は、孤独感がたまにある、時々あると回答した人が多くなっておりまして、しばしばある、常にあると回答した人が少なくなっております。

弱めながらも孤独感を抱く人は、悩みや不安があっても我慢しがちで、孤独感の高い人は、いよいよ我慢ができなくなってきた、そんなところがデータから見るができます。繰り返しになりますが、孤独感の高い人と早めにつながる仕組みをつくることが求められております。

続いて、孤立についてです。相談相手の有無と相談に対する意識、相談に対してどういう意識を持っているのかということをお聞きしますと、相談相手のいる人は、相談への効用を非常に強く認識しております。

一方、相談相手のいない人は、相談することに対してあまり意義を見いだしていない、そんな結果になっております。

具体的な数値を見ますと、相談をすることで気が楽になると答えた人は、相談相手のいる人ですと、2021年に77.4%、2022年に78.7%、2023年に78.1%なので、いずれも8割近くに及んでいます。解決に結びつくと考えている人も、いずれの年の調査でも6割を超えているので、基本的には相談相手がいる人は、相談に対して高い効用を見いだしています。それ以降、相談相手がいる人について、無駄と考えている人は僅か6%になっております。

相談相手がいらない人になると、数字が反転いたしまして、相談が問題の解決に結びつく

と考えている人が10～15%、気持ちが楽になると考えている人は20～25%、相談は無駄だと考えている人はほぼ半数、さらに相手の負担になる、面倒と考えている人も20%を超えているという結果になっております。

相談への不信感は、後述する声かけへのためらいにもつながってくると考えられますので、こういった方々に必要な支援を届けて、不信感を払拭する必要があることと、もう一つ、相談のコーナーですとか、相談してくれる窓口を設置することをやっても、こういった方々には響かない可能性がありますので、そういった方々にいかに支援を届けるかという工夫が求められるところです。

(3) 声をかける人、かけない人です。孤独・孤立を防ぐためには、当事者が声を上げるだけではなくて、周りの人が積極的に声がけをする、そうしたことも求められております。

男性より女性、高齢者よりも若い世代、暮らし向きの苦しい人よりもゆとりのある人、相談相手のいる人、孤独感のない、あるいはほとんどない人という方々のほうが、手助けをしようと思う方は多くなっております。

年を重ねるほど、あるいは経済的にゆとりがなくなるほど、孤独感が高まるほど、他者に手助けをする人自体は少なくなっていくという結果になっております。

若年層については、孤独感が高いものの、援助の意識自体は結構戻っています。先ほどの表で若年層の孤独感があると言いましたが、援助の意識は比較的強めなので、そういった方々をうまく結びつけることが重要ではないかというところです。その点については、経済的にゆとりがある人も同様になっているということです。

孤独・孤立については、当事者は支援を必要としているのに受けられない、相談に対する根強い不信を持っている可能性が高い、そういった事実が示されました。こういった方々を適切に支援に結びつけることによって、支援の循環を生み出すことができると考えられます。

これ以降、各構成員の先生方にも細かな分析、テーマを絞った分析をしていただいたのですが、時間の関係上、そちらは割愛しまして、詳しくは報告書についておりますので、そちらをお読みいただければと思います。

先生方、お忙しい中、分析の時間を割いていただきましたので、その点については御礼を申し上げます。

駆け足になりましたが、以上です。

○菊池座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま調査結果の御説明をいただきました。御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。近藤構成員、お願いします。

○近藤構成員 近藤です。

全体をお示しいただいた結果で、健康に課題がある方・病気を抱えている方の孤独・孤立は、ほかの項目と比べても非常に高く、医療機関での孤独・孤立対策が非常に大事だ

と改めて感じるところです。

すると、孤独・孤立の原因が病気であるならば病気を解決すればいいのではないかと、なるのですけれども、人生100年時代と呼ばれる中で、病気がけろっと全部治るということは必ずしも多くなく、病気と付き合いながら長い人生を生きる中で、多くの人が孤独・孤立も抱えていくという状況が今の社会だと思っております。

医療機関と地域が連携した孤独・孤立対策という部分については、がん患者さんの両立支援、つまりがんと付き合いながら働ける仕組みをつくることなどが重要です。また、難病の方などもそうです。難病申請の手続きは非常に難しい。以前にも出てきましたが、そういった手続の問題を解決していく必要があります。こういった、医療現場にまつわる孤独・孤立対策については、これからも一層重視して検討していただきたいと思います。

今日は時間がなくてお示しできないのですが、厚生労働省が令和5年まで行ったもので、先ほどもお伝えした「保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり支援事業」、いわゆる社会的処方モデル事業の取りまとめ報告書が本年度に出されておまして、大変いいモデルが全国の9保険者から出されています。

これについても、取りまとめを行ったNTTデータ経営研究所、それを依頼した厚生労働省からぜひ御報告いただいて、今後どのように進めたらいいのかという議論ができたところと感じているところです。私から説明することもできるのですが、それをまとめた方の報告を聞きたいと思っています。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

企業との連携については、ここを課題とさせていただきたいと思います。

宮本構成員、お願いします。

○宮本構成員 時間もありませんので、一言だけです。石田先生や執筆に関わられた皆様には、本当に精緻で、しかも懐の深い分析に改めて感謝を申し上げたいと思います。

1分だけ、この報告から我々が受け止めるべき非常に大事なポイントというのは、孤独・孤立に陥っている方に限って支援を求めないことだと思います。関係の貧困という言葉がありますけれども、一般の貧困であるならば、お金は要らないと対応されることはまずないと思いますが、その関係の貧困に関しては、関係にこりているという現実があるわけであって、そうした人たちにどのように新しい関係を御提案するのかということ、ここが肝になるのだと思います。

どなたにということではないのですけれども、私たちとして、あるいは事務局として、このジレンマをどう乗り越えていくのかというのが、孤独・孤立対策の重要なポイントであることで、今日の御報告を生かすためにも確認できればと思います。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

宮本構成員、今日、資料をお出しいただいておりますが、これについて特にございます

しょうか。

○宮本構成員 これも石田先生等が関わられているある雑誌の孤独・孤立特集の総論的な部分を書かせていただいたので、もしお暇があれば、御照覧いただければと、その程度のもので。

○菊池座長 ありがとうございます。

駒村構成員、お願いします。

○駒村構成員 ありがとうございます。

本当に時間がないので、端的に言います。石田先生の資料２－１の２ページ目ですが、本当に必要な人に届かないという問題をどう解決するのかというのが課題だと思います。今、先生がおっしゃったことと同じ内容ですけれども、孤独・孤立であった方といて、出会ったときにその情報をどうしていくのかということを、具体的に煮詰めていかなければいけないのではないかと思います。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

矢口構成員、お願いいたします。

○矢口構成員 説明をありがとうございました。

山形県酒田市の矢口と申します。

前半部分の宮本先生のコメントはそのとおりだと思っております。私たちは基礎自治体ですけれども、まずこのような場を孤独・孤立ということで、その切り口でこのような中央省庁の縦割りの政策を一遍に教えていただけただけでも本当にありがたいと思っております。

これが自殺対策ですと違った切り口になったり、児童虐待だったら違った切り口になったりということで、私たちは常に中央省庁から来るものを取捨選択しながら、自分たちの自治体、地域に合ったものを取り入れてやっているところでございますので、今日、こういう場をいただけたこと、そして、精緻な調査結果まで教えていただけたこと、大変参考になります。

お願いするとすれば、今回のように中央省庁レベルでも十分に調整をした上で各施策を出していただけると、さらに私たちは楽になるというか、そういうことがございますので、今日はまずありがたいですし、これからも中央レベルの調整を十分にした上で出していただけると大変助かります。ありがとうございました。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、時間も過ぎておりますので、この辺で閉めさせていただきたいと思います。様々な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

自治体では取捨選択しながらうまく組み合わせてやっていると思います。しかし、全ての自治体がそうできるわけではない中で、宮本構成員がおっしゃったように、好事例を提示するだけでできるかという、恐らくそんなことはありません。

そこでどういう見せ方というか、提示の仕方とか、もちろん調整という部分もそうですが、それに加えて様々にあるものをどう組み合わせればいいのか、あるいはそこでうまくいかないのはこういったところだというのを示せるか、そのあたりも含めて孤独・孤立対策推進室が取り得るというか、展開し得る余地のあるところだと感じた次第です。

それでは、定刻を過ぎてございますので、本日の議論はここまでとしたいと思います。

厚生労働省さん、総務省さん、消費者庁さん、文部科学省さん、こども家庭庁さん、皆様、本日は大変お忙しい中、説明していただきまして、どうもありがとうございました。

最後、事務局からお願いします。

○事務局（松木参事官） 本日は、御議論をありがとうございました。

次回の会議につきましては、日程、議題等を改めて御連絡させていただきます。

○菊池座長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。